

平生町人事行政の運営等の状況

「平生町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件など人事行政の運営状況についてお知らせいたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職等の状況

① 採用者数（令和6年4月2日～7年4月1日）（人）

区 分	大学卒	短大卒	高校卒	計
一般行政職	3	1	2	6

② 退職者数（令和6年度）（人）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
一般行政職	0	2	2	1	5
技能労務職	0	0	0	0	0
計	0	2	2	1	5

※ 一般行政職：行政職給料表適用者

※ 技能労務職：技能労務職員給料表適用者

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年4月1日現在）

部門 \ 区分		職 員 数（人）		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
一般行政	議 会	2	2		
	総 務	38	39	1	業務の増
	税 務	9	8	▲1	事務執行体制の見直し
	民 生	14	13	▲1	保育所の欠員不補充
	衛 生	10	11	1	事務執行体制の見直し
	農林水産	10	9	▲1	事務執行体制の見直し
	商 工	3	3		
	土 木	10	11	1	業務の増
	小 計	96	96	0	
特別行政	教 育	18	18		
	小 計	18	18		
公営企業等会計	水 道	—	4	4	水道事業統合に伴う派遣
	下 水 道	6	6		
	そ の 他	8	9	1	
	小 計	14	19	5	
合 計		128	133	5	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、任期付職員・再任用職員（短時間勤務を除く）及び休職者を含む。

② 任期付職員及び再任用職員の状況（各年４月１日現在）

区 分		職 員 数（人）		対前年 増減数
		令和６年	令和７年	
任期付	常時勤務	2	1	▲1
再任用	常時勤務	1	0	▲1
	短時間勤務	0	1	1

③ 職員数の推移（各年４月１日現在）

部 門	職 員 数（人）				
	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
一 般 行 政	87	93	92	96	96
特 別 行 政	16	16	17	18	18
公営企業等会計	14	15	14	14	19
合 計	117	124	123	128	133

２ 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（令和６年度普通会計決算）

住民基本台帳 人口 (R7.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	令和５年度 人件費率 (参考)
人 10,602	千円 6,251,253	千円 189,210	千円 1,203,194	% 19.3	% 19.6

② 職員給与費の状況（令和７年度一般会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				１人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	
会計年度任用 職員以外	人 (1) 121	千円 459,285	千円 63,769	千円 187,950	千円 711,004	千円 5,876

※ 職員手当には退職手当を含んでいません。

※ 給与費は当初予算に計上された額です。

※ （ ）内は短時間勤務職員について外書きしてある。

(2) 職員の平均給料月額、初任給等の状況（令和７年４月１日現在）

① 職員の平均給料月額、平均年齢の状況

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	322,100 円	42.1 歳
技能労務職	301,500 円	49.0 歳

② 職員の初任給の状況

区 分		平生町	国
一般行政職	大学卒	227,500 円	220,000 円
	高校卒	196,200 円	188,000 円
技能労務職		185,700 円	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区 分		経 験 年 数		
		10 年以上～15 年未満	15 年以上～20 年未満	20 年以上～25 年未満
一般行政職	大学卒	291,300 円	318,600 円	364,900 円
	高校卒	265,000 円	294,900 円	—
技能労務職		—	—	—

(3) 一般行政職の級別職員数の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

級区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主事補 技手	主事 技師	主任主事 主任技師	班長 主査	室長 課長補佐	課長 主幹	課長	
職員数(人)	21	8	22	35	11	12	1	110
構成比(%)	19.1	7.3	20.0	31.8	10.0	10.9	0.9	100.0

※ 一般行政職：地方公務員給与実態調査により決められた区分による（再任用職員等を除く）

※ 級区分：平生町の職員給与条例に基づく給料表の級区分

※ 標準的な職務内容：それぞれの級に該当する代表的な職務

(4) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和 6 年度）

		平 生 町	国
1 人当たり平均支給額		1,567 千円	—
支給割合	期末手当	(1.40 月分) 2.50 月分	左記に同じ
	勤勉手当	(1.00 月分) 2.10 月分	左記に同じ
加算措置の状況	役職加算	5 ～ 15%	5 ～ 20%
	管理職加算	—	10 ～ 25%

※ （ ）内は再任用職員の支給割合。

② 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

		平 生 町		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	左記に同じ	
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分		
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.7090 月分		
	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分		
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置			
		2 ～ 20%		2 ～ 45%	
1 人当たり平均支給額		854 千円	23,746 千円	－	

※ 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当の種類（手当数）		8
手当の名称	支給される職員の範囲	支給額
税務外勤手当	町税の賦課査定・調査及び徴収事務従事職員	日額 300 円
町収入金徴収手当	町税を除く町収入金の徴収事務従事職員	日額 300 円
防疫手当	消毒作業従事職員	日額 1,000 円
死体取扱手当	死体の収容処理作業従事職員	1 件 2,000 円
野犬捕獲等手当	野犬の捕獲作業及び有害鳥獣の確認作業従事職員	日額 500 円
下水道維持管理手当	下水道の維持管理業務従事職員	日額 300 円
用地交渉手当	正規の勤務時間外における公共事業用地の取得に係る交渉事務従事職員	日額 500 円
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合において、災害対策本部の指示により行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に係る業務従事職員	日額 500 円
職員全体に占める手当支給対象職員の割合		10.5%
令和 6 年度決算	支給実績	61 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	20,333 円

④ 時間外勤務手当

	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
支給実績	22,456 千円	24,092 千円
職員 1 人当たり平均支給年額	246,768 円	267,693 円

⑤ その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	要件等		平 生 町		国		令和 6 年度決算
							支給実績 (1 人当たり 平均支給年額)
扶養手当	配偶者		3,000 円		左記に同じ		10,910 千円 (213,923 円)
	子		11,500 円				
	父母等		6,500 円				
	特定期間の加算		5,000 円				
住居手当	借家		家賃 23,000 円以下	家賃－12,000 円	家賃 27,000 円以下	家賃－16,000 円	7,661 千円 (255,353 円)
			家賃 23,000 円超 55,000 円未満	(家賃－23,000 円) ÷ 2 + 11,000 円	家賃 27,000 円超 61,000 円未満	(家賃－27,000 円) ÷ 2 + 11,000 円	
			家賃 55,000 円以上	27,000 円	家賃 61,000 円以上	28,000 円	
通勤手当	交通機関		運賃相当額 (最高月額 55,000 円)		運賃相当額 (最高月額 150,000 円)		6,855 千円 (90,197 円)
	交通 用具	距離 区分	2 km 毎		5 km 毎		
		距離 範囲	2 km 以上 30 km 未満	2,500～ 22,000 円	60 km 未満	2,000～ 29,800 円	
			30 km 以上	23,500 円	60 km 以上	31,600 円	
管理職手当	管理職		課長・主幹	40,000 円	級及び 職区分に 応じて	46,300～ 139,300 円	11,808 千円 (407,172 円)
			課長補佐	30,000 円			
			園長	22,000 円			
休日勤務 手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務		時間単価の 135/100		左記に同じ		380 千円 (18,098 円)
宿日直手当	宿直又は日直勤務した場合、勤務 1 回につき		5,400 円		4,400 円		0 千円 (0 円)
管理職員 特別勤務 手当	週休日等に勤務した場合、勤務 1 回につき		4,000～6,000 円 (6 時間超：150/100 割増)		6,000～12,000 円 (6 時間超：150/100 割増)		478 千円 (22,762 円)

(5) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	町 長	740,000 円
	副 町 長	604,000 円
	教 育 長	551,000 円
報 酬	議 長	270,000 円
	副 議 長	217,000 円
	議 員	199,000 円
期末手当	町長、副町長、教育長	3.45 月分 加算措置あり
	議長、副議長、議員	
退職手当	町 長	給料月額×5.0/12×在職月数 【任期毎】
	副 町 長	給料月額×3.0/12×在職月数 【任期毎】
	教 育 長	給料月額×2.6/12×在職月数 【任期毎】

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和7年4月1日現在）

(1) 一般職員の勤務時間

1 週間の 勤務時間	1 日の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 休暇制度

休暇の種類	概 要
年次有給休暇	1 年度に 20 日を付与 [平均取得日数（令和6年度）：11.4 日]
病気休暇	負傷や疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、90 日の範囲内で取得可能
特別休暇	結婚、出産、忌引など、特別の事由により勤務しないことが相当である場合、休暇に応じた日数の範囲内で取得可能
介護休暇	介護を最低2週間以上必要とし、勤務しないことが相当であると認められる場合、6 月の範囲内で取得可能 [取得者数（令和6年度）：0 人]

(3) 休業制度等

区 分	概 要
育児休業	3 歳に満たない子を養育するため、3 歳に達する日まで取得可能 [取得者数（令和6年度）：女性3人、男性3人]
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1 日の勤務時間のうち2 時間まで取得可能 [取得者数（令和6年度）：女性1人、男性0人]
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務可能 [取得者数（令和6年度）：女性0人、男性0人]

区 分	概 要
自己啓発等 休業	自発的に職務を離れて大学等における修学や国際貢献活動を行うことを希望する職員に対し、その身分を保有したまま職務に従事せず、これらの活動を行うことが可能 [取得者数（令和6年度）：0人]

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和6年度）

（人）

事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよくない場合	0	0		0	0
心身の故障の場合	0	0	3	0	3
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0		0	0
刑事事件に関し起訴された場合			0	0	0
計	0	0	3	0	3

※ 分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たし得ない場合に公務能率を高めるため、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

(2) 懲戒処分者数（令和6年度）

（人）

事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反・職務を怠った 場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

※ 懲戒処分とは、勤務関係の秩序を維持するため、職員の服務義務違反に対して科する制裁処分です。

5 職員の服務及び退職管理の状況

(1) 職務上の義務

職員は、地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

(2) 職務に専念する義務の免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、職務に専念しなくてはなりませんが、次の場合、その義務が免除されます。

- ① 研修を受ける場合
- ② 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ③ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合

(3) 退職管理の適正の確保

地方公務員法の規定により、離職後に営利企業等に再就職した元職員（＝再就職者）は、離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人与在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後２年間、離職前５年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。

6 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修の状況（令和６年度）

種 別	研修数 (件)	受講者数 (人)	実 施 団 体
独 自 研 修	4	199	平生町
階 層 別 研 修	9	39	山口県ひとづくり財団
特 別 研 修	21	35	山口県ひとづくり財団
派 遣 研 修	1	1	広島市職員研修
	1	1	総務省自治大学校
	3	3	全国市町村研修財団（国際文化アカデミー）
	1	2	山口県町村会 町職員先進地視察研修

(2) 人事評価の状況（令和６年度）

一般職・再任用職 122 人を対象として、人事評価（能力評価、業務評価）を実施。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業（令和６年度）

区 分	受診者数（人）	内 容
定期健康診断	61	
人間ドック	69	30 歳以上

(2) 公務災害の認定状況（令和６年度）

公務災害（件）	通勤災害（件）
1	1

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和６年度）

なし

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況（令和６年度）

なし